

平成30年12月定例会での質問から

12月10日に質疑をさせていただきました。その内容の一部と要旨を抜粋してご紹介させていただきます。

1 子どもの未来を応援する施策について

- (1) 子どもの未来を応援する施策の充実について
- (2) 「朝ごはん推進モデル事業」に対する教育委員会の果たすべき役割について
- (3) 高等教育進学時における家庭の負担軽減について
- (4) 低出生体重児のための母子手帳について
- (5) 外国人児童生徒への支援について

2 社会的孤立を防ぐ取り組みの推進について

3 セクシャルハラスメントに対する認識と女性が安心して働ける環境整備について

4 難病対策について

- (1) 難病医療の提供体制の充実に向けた取り組みについて
- (2) 難病患者の生活支援について
- (3) 災害時の難病患者への対応について(要望)



(平成30年12月10日)

子どもの未来を応援する施策の充実について

問い 子どもの最善の利益を第一に考え、すべての子どもたちが生まれ育つ環境にかかわらず、将来に向けて希望が持てるよう、貧困の連鎖防止対策も含めた「子どもの未来を応援する施策」の充実が今後、より一層重要になるものと考えますが、知事のご所見をお伺いいたします。

答え 就学後も含めて子供の成長に携わる全ての関係者が情報を共有し、子供たちを見守り支援する仕組みについて、検討を進めてまいります。貧困の連鎖防止対策を含めた子供の未来を応援する施策のより一層の充実を図り、我々の目指す「全ての子どもたちが健やかに夢を育むことができる社会づくり」を全力で進めてまいります。

外国人児童生徒への支援について

問い 外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、外国人の児童生徒も増加し、その丁寧な対応がますます必要になってきます。外国人の児童生徒の日本語指導や学校生活への適応について、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

答え 受入れに当たりましては、一人一人の実態を的確に把握し、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切であると認識しており、日本語指導のための加配教員や非常勤講師を措置するとともに、指導者の養成にも努めています。今後も引き続き、日本語指導のための加配及び非常勤講師の措置や、教員研修の充実等を図ることにより、外国につながる児童生徒の円滑な受入れに努めてまいります。



社会的孤立を防ぐ取り組みの推進について

問い 内閣府が2015年に行った調査によると15歳から39歳までのひきこもりの若者は推計で約54万人に及び、ひきこもりの期間は7年以上の人が約35%と長期化傾向にあります。さらに、高齢化も大きな課題で80代の親が50代のひきこもりの子どもと同居し、社会的孤立に至る状況は「8050問題」とよばれ、これまでの枠組みを超えた新たな支援が求められています。これまでの相談、居場所、就労に加え「親亡き後」の支援も含め、あらゆる機関が連携しながら支えていく体制を強化していくべきと考えますが、今後どのようにして社会的孤立を防ぐ取り組みを進めていけるのか、知事のご所見をお尋ねいたします。

答え ひきこもり相談支援センターとの連携をより一層強化するとともに、相談支援員の研修や就労に向けた好事例の紹介など、市町の相談支援機能の向上に努めてまいります。また、社会福祉協議会等と連携して地域における支え合い活動を促進し、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。



セクシャルハラスメントに対する認識と女性が安心して働ける環境整備について

問い 女性の就業率が統計開始以来、過去最高の70%を超える中、働く意欲のある女性がセクハラでやめざるを得なくなる環境はもったいないことだと思います。「女性の働きやすさ日本一」を掲げる本県が働き方改革の先頭に立ち、セクハラ対策の推進とともに、女性が安心して働ける環境の整備を進めていくことが極めて重要であると考えますが、知事のご所見をお伺いいたします。

答え 職場におけるセクシュアルハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分発揮することの妨げにもつながるものと考えております。長時間労働の削減や、多様な働き方ができる仕組みの導入に取り組む企業を支援するほか、保育環境の整備や男性の育児・家事参画など働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

難病医療の提供体制の充実に向けた取り組みについて

問い 難病の多様性・希少性により、患者はもとより、医療従事者であってもどの医療機関を受診、紹介すれば正しい診断が受けられるのかが、分かりづらい状況となっているとも聞きます。本県の難病医療の提供体制の充実に向け、今後どのように取り組んでいけるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

答え 難病は、だれでも発症する可能性があり、長期にわたり医療が必要となるため、身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制の整備が必要であると認識しております。全ての難病に対応する難病診療連携拠点病院について検討しておりますが、今後、疾病分野ごとの診療拠点病院、2次医療圏域ごとの協力病院についても検討し、地域で安心して適切な医療を受けることができる体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

